

# 特 許 法

(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

目次一覧ページより、各法文・各条文が  
検索できます。

ここをクリックして下さい

目 次

キーワード一覧ページより、各キーワー  
ド関係法文・関係条文が検索できます。

ここをクリックして下さい

キーワード

東洋法規出版株式会社

〒142-0064 東京都品川区旗の台2-6-7

TEL: 03-3787-1111 FAX: 03-3787-2332 E-mail: info@toyoh.co.jp

URL: <http://www.toyoh.co.jp>

# 特許法

(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

## 改正

|       |        |         |      |        |                   |
|-------|--------|---------|------|--------|-------------------|
| 昭和37年 | 5月16日  | 法律第140号 | 平成2年 | 6月13日  | 法律第30号            |
| 同37年  | 9月15日  | 同第161号  | 同5年  | 4月23日  | 同第26号             |
| 同39年  | 7月4日   | 同第148号  | 同5年  | 11月12日 | 同第89号             |
| 同40年  | 5月24日  | 同第81号   | 同6年  | 12月14日 | 同第116号            |
| 同41年  | 6月30日  | 同第98号   | 同7年  | 5月12日  | 同第91号             |
| 同41年  | 7月1日   | 同第111号  | 同8年  | 6月12日  | 同第68号             |
| 同45年  | 5月22日  | 同第91号   | 同8年  | 6月26日  | 同第110号            |
| 同46年  | 4月6日   | 同第42号   | 同10年 | 5月6日   | 同第51号             |
| 同46年  | 6月1日   | 同第96号   | 同11年 | 5月14日  | 同第41号             |
| 同48年  | 4月12日  | 同第10号   | 同11年 | 5月14日  | 同第43号             |
| 同50年  | 6月25日  | 同第46号   | 同11年 | 12月8日  | 同第151号            |
| 同53年  | 4月24日  | 同第27号   | 同11年 | 12月22日 | 同第160号            |
| 同53年  | 4月26日  | 同第30号   | 同11年 | 12月22日 | 同第220号            |
| 同56年  | 5月19日  | 同第45号   | 同12年 | 5月19日  | 同第71号             |
| 同57年  | 8月24日  | 同第83号   | 同13年 | 7月4日   | 同第96号             |
| 同58年  | 12月2日  | 同第78号   | 同13年 | 9月6日   | 同第190号            |
| 同59年  | 5月1日   | 同第23号   | 同14年 | 4月17日  | 同第24号             |
| 同59年  | 5月1日   | 同第24号   |      |        | (一部未施行)           |
| 同60年  | 5月28日  | 同第41号   | 同14年 | 7月31日  | 同第100号            |
| 同62年  | 5月25日  | 同第27号   |      |        | (未施行：平成15年4月1日施行) |
| 同63年  | 12月13日 | 同第91号   |      |        |                   |

# 目次

各条文番号をクリックすると、そのページへ移動します

## 第一章 総則 4

|     |   |
|-----|---|
| 第一条 | 4 |
| 第二条 | 4 |
| 第三条 | 4 |
| 第四条 | 4 |
| 第五条 | 4 |
| 第六条 | 5 |
| 第七条 | 5 |
| 第八条 | 5 |
| 第九条 | 5 |
| 第十条 | 5 |

## 附則 6

## 第一章 総則

### (目的)

#### 第一条

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

### (定義)

#### 第二条

この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- 二 方法の発明にあつては、その方法の使用する行為
- 三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為
- 四 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

### (期間の計算)

#### 第三条

この法律又はこの法律に基く命令の規定による期間の計算は、次の規定による。

- 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
  - 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応ずる日の前日に満了する。ただし、最後の月に応ずる日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

### (期間の延長等)

#### 第四条

特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第百八条第一項、第百二十一条第一項又は第百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

#### 第五条

特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

- 2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

## （法人でない社団等の手続をする能力）

### 第六条

法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

- 一 出願審査の請求をすること。
  - 二 特許異議の申立てをすること。
  - 三 第二百二十三条第一項又は第二百五条の二第一項の審判を請求すること。
  - 四 第一百七十一条第一項の規定により第二百二十三条第一項又は第二百五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。
- 2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において第二百二十三条第一項又は第二百五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

## （未成年者、成年被後見人等の手続をする能力）

### 第七条

未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。

- 2 被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない。
- 3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。
- 4 被保佐人又は法定代理人が、その特許権に係る特許異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

## （在外者の特許管理人）

### 第八条

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）によらなければ、手続をし、又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服として訴えを提起することができない。

- 2 特許管理人は、一切の手続及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

## （代理権の範囲）

### 第九条

日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、出願公開の請求、第二百一十一条第一項の審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

### 第十条

削除

## （代理権の不消滅）

## 附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

〔昭和三七年～昭和六四年の附則は省略〕

### 附則（平成二年六月一三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

#### 第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五条第二項、第十六条（第十五条第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。）、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十九条まで、第三十条（第三号を除く。）、第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十九条（第二十三条、第三十条第三号、第三十一条及び第三十五条の準用に係る部分を除く。）、第四十一条、第四十二条、第四十四条第二号及び附則第九条の規定並びに附則第三条中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

#### 第九条

この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附則（平成五年四月二三日法律第二六号）抄

（施行期日）

#### 第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第七十条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定（同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。

（特許法の改正に伴う経過措置）

#### 第二条

この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があった後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお従前の例による。

- 3 前条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であって旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新特許法第二百二十三条第一項第一号及び第八十四条の十五第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。
- 5 新特許法第二百二十三条第一項第七号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行前に請求された旧特許法第二百二十三条第一項又は第八十四条の十五第一項の審判が特許庁に係属している場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許についての新特許法第二百二十六条第一項の規定の適用については、同項中「特許権者は、第二百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「特許権者は」とする。
- 7 この法律の施行前に請求された旧特許法第二百二十六条第一項の審判による明細書又は図面の訂正についての旧特許法第二百二十九条第一項の審判については、新特許法第九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行前に請求された旧特許法の規定による審判の確定審決及びこの法律の施行後に請求される旧特許法の規定による審判(旧特許法第二十一条第一項、第二十二條第一項及び第二十九条第一項の審判に限る。)の確定審決に対する再審については、新特許法第九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。
- 9 この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第二十二條第一項の審判及びこの法律の施行後に請求される旧特許法第二百二十九条第一項の審判並びにこれらの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審(以下この項において「審判・再審」という。)に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなして、新特許法第九十五条第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。)の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。
- 10 この法律の施行前に請求された旧特許法第二百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第六十五条第一項(旧特許法第七十四条第四項において準用する場合を含む。)において準用する旧特許法第五十五条第一項の申立て(以下この項において「請求公告異議申立て」という。)があった場合における手数料の納付については、請求公告異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許異議の申立てとみなして、新特許法第九十五条第二項の規定を適用する。

(特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正)

#### 第七条

特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法(以下「旧法」という。)の一部を次のように改正する。

百七条第一項の表中「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万二千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千元」を「八万九千六百円」に、「十二万八千元」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千元」を「三十五万八千四百円」に改める。

(旧法の一部改正に伴う経過措置)

#### 第八条

附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の旧法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であって旧法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の旧法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置)

#### 第十条

附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であって旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であって旧実用新案法第三十四条において準用する旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

#### 第十六条

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧特許法第九十七条中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

(政令への委任)

#### 第十七条

附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

#### 第一条

この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

#### 第二条

この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関して



別表（第百九十五関係）

|    | 納付しなければならない者   | 金 額                              |
|----|--|----------------------------------|
| 1  | 特許出願（次号に掲げるものを除く。）をする者                                 | 1件につき2万円                         |
| 2  | 外国語書面出願をする者  | 1件につき3万5千円                       |
| 3  | 第百八十四条の五第一項の規定により手続をする者                                | 1件につき2万円                         |
| 4  | 第百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者                               | 1件につき2万円                         |
| 5  | 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者                                   | 1件につき7万4千円                       |
| 6  | 出願審査の請求をする者  | 1件につき8万4千300円に1請求項につき2千700円を加えた額 |
| 7  | 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者                            | 1件につき1万9千円                       |
| 8  | 第七十一条第一項の規定により判定を求める者                                  | 1件につき4万円                         |
| 9  | 裁定を請求する者   | 1件につき5万5千円                       |
| 10 | 裁定の取消しを請求する者   | 1件につき2万7千500円                    |
| 11 | 特許異議の申立てをする者   | 1件につき8千700円に1請求項につき千円を加えた額       |
| 12 | 特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者                              | 1件につき1万円                         |
| 13 | 審判又は再審(次号に掲げるものを除く。)を請求する者                             | 1件につき4万9千500円に1請求項につき5千500円を加えた額 |
| 14 | 特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者 | 1件につき5万5千円                       |
| 15 | 明細書又は図面の訂正の請求をする者                                      | 1件につき4万9千500円に1請求項につき5千500円を加えた額 |
| 16 | 審判又は再審への参加を申請する者                                       | 1件につき5万5千円                       |

備考 この表において「一発明」とは、特許請求の範囲に記載された一発明をいう。

# キーワード

各キーワード項目をクリックすると、そのページへ移動します

## キ

期間の延長等 4  
期間の計算 4

## モ

目的 4

## サ

在外者の特許管理人 5

## ソ

総則 4

## タ

代理権の範囲 5  
代理権の不消滅 5

## テ

定義 4

## ホ

法人でない社団等の手続をする能力 5

## ニ

未成年者、成年被後見人等の手続をする能力 5